

年金

年金の手続きは、年金の種類や個々の状況により受付機関が違います。

ご不明な点は、市保険課国民年金係または小田原年金事務所（☎22-1391）へご相談ください。

◆国民年金に関する手続き

未支給年金請求(国民年金のみの受給者（老齢年金の場合は T15.4.2 以前生まれのかたに限る))

亡くなるまでに受給権が発生した年金を請求できます。

| | |
|-----------|-------------------------------|
| 手続きする人 | 生計が同一だった、3親等以内の親族 |
| 手続きに必要なもの | 個々の状況により異なります。詳しくはお問い合わせください。 |
| 手続きの場所 | 保険課 (①A)、住民窓口 (マロニエ・いずみ・こゆるぎ) |
| 問い合わせ | 保険課 ☎33-1867 |

※T15.4.2以降生まれの老齢年金受給者、厚生年金受給者は小田原年金事務所へ、共済年金受給者は各共済組合へお問い合わせください。

※厚生年金基金、国民年金基金を受給されていた場合は、各基金へお問い合わせください。

死亡一時金請求

36月以上国民年金保険料を納めたかたが、老齢(障害)基礎年金を受給せずに亡くなったときに請求できます。

| | |
|-----------|-------------------------------|
| 手続きする人 | 生計が同一だった、配偶者、子、父母 等 |
| 手続きに必要なもの | 個々の状況により異なります。詳しくはお問い合わせください。 |
| 手続きの場所 | 保険課 (①A)、住民窓口 (マロニエ・いずみ・こゆるぎ) |
| 問い合わせ | 保険課 ☎33-1867 |

※厚生(共済)年金保険料を納めていたかたがお亡くなりの場合、遺族厚生(共済)年金を請求できる場合があります。小田原年金事務所、各共済組合へお問い合わせください。

①遺族基礎年金請求、②寡婦年金請求

①一定の要件を満たす、国民年金被保険者だったかたの配偶者または子に支給されます。

②10年間以上、国民年金保険料を納めた夫が、老齢(障害)基礎年金を受給せずに亡くなったときに支給されます。

| | |
|-----------|--|
| 手続きする人 | 生計を維持されていた ①18歳(障がいのある子の場合は20歳)未満の子のある配偶者または子 ②10年以上婚姻関係が継続している65歳未満の妻 |
| 手続きに必要なもの | 個々の状況により異なります。詳しくはお問い合わせください。 |
| 手続きの場所 | 保険課 (①A) |
| 問い合わせ | 保険課 ☎33-1867 |

※お亡くなりになったかたが加算額対象者の場合は「加算額・加給年金額対象者不該当届」が必要です。国民年金は市保険課国民年金係へ、厚生年金は小田原年金事務所へお問い合わせください。

※国民年金第3号被保険者のかたは、配偶者の死亡により第1号被保険者に種別を変更する必要があります。市保険課国民年金係へお問い合わせください。